熊谷市賃借料情報

令和４年１月から令和４年１２月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり年額）は、以下のとおりとなっています。

賃借料を設定する場合は、対象農地の状況に合わせ、当事者間で十分に協議し、決定してください。

令和５年４月１日

熊谷市農業委員会

１　田の部（１０ａ当たり年額）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借（無償）	
熊　谷	**4,500円**	8,000円	1,550円	321筆	407筆	53%
妻　沼	**6,100円**	10,000円	2,000円	215筆	112筆	33%
大　里	**4,300円**	5,000円	2,330円	135筆	136筆	50%
江　南	**5,100円**	9,300円	2,330円	98筆	37筆	26%

２　畑の部（１０ａ当たり年額）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借（無償）	
熊　谷	**4,800円**	8,000円	2,870円	74筆	224筆	72%
妻　沼	**6,100円**	10,000円	2,500円	85筆	128筆	56%
大　里	**4,300円**	5,000円	2,330円	24筆	28筆	54%
江　南	**6,100円**	10,000円	2,000円	46筆	13筆	21%

※１　実際に締結した賃貸借契約（著しく高額又は低額なものを除外し、物納支給は玄米価格で換算）の賃借料に関するデータによるものです。

※２　「平均額」は、算出結果を四捨五入し１００円単位としています。

※３　使用貸借の割合は、除外を含む全筆数に対するものです。

※４　中間管理事業を利用した案件は、対象としていません。